

お客様 各位

2010年4月21日

定期入替の銘柄選択母集団における
公開買付対象会社に関するルールの追加
(Russell/Nomura 日本株インデックス：インデックス構成ルールブック)

今般、ラッセル・インベストメントと野村証券金融工学研究センターは、下記の通り、Russell/Nomura 日本株インデックスの定期入替の銘柄選択母集団における公開買付対象会社となっている銘柄に関して次のようにルールを追加いたします。

6.1.2. 銘柄選択の母集団に下記を追加

6.1.2. 銘柄選択の母集団

・ 公開買付対象会社

公開買付対象会社となっている銘柄は、以下の条件により予め母集団から除くことができる。

- (1) 公開買付期間の終了日が構成銘柄の選定基準日(注1)と定期入替日(注2)の間にある。
- (2) 公開買付者が公開買付対象会社の発行済み株式数の全てを取得することを企図している。
- (3) 当該株式の全部取得と引換えに、公開買付者の株式、もしくは、金銭交付をすることが付議される予定であり、公開買付対象会社の賛同が得られている。

(注1) 定期入替日の前々日の15日(休日の場合は前営業日)時点(ルールブック20ページ、6.1.3.構成銘柄の選定を参照)。

(注2) 12月第一営業日(ルールブック19ページ、6.1.1.タイミングを参照)。

適用時期

2010年12月の定期入替より、このルールを適用します。

(ご連絡先)

野村証券 金融工学研究センター
インデックス・プロダクツ・グループ
idx_mgr@frc.nomura.co.jp

03-3274-0924